

タ氏が日本に参つておりますので、具體的にこれと交渉することにいたしてあります。また、インドに對しましては、かねてから問題になっておりますが、ガット三十五条の適用につきましては、当方の意向を申し述べ、これに對してはインド政府も直ちに賛成してくれまして、帰国早々、ガットの會議において、インドはこれをわが方の申し入れ通りに処置するということをし、ジュネーヴの會議で発言をいたしておりました。さらにまた、二重課税の問題等について、今後の問題ではございますが、これもぜひ進めてほしいということをし合ひをつけて参りました。

その他、セイロン、パキスタン、ビルマ、フィリピン、さらにブラジル、カナダ、イタリヤ等々、それぞれ懸案事項等について話し合ひをいたしたような次第でございます。

非常に長い間不在をいたしまして皆様に御迷惑をおかけいたしました。この機会にわが国の主張を十分相手国にも理解してもらふような努力をして参りました。この点を、まことに抽象的ではございますが、一応お話し申し上げまして、皆様方の御了承を得たいと思ひます。

○早川委員長 次に、去る十八日付託になりました賠償等特別會計法の一部を改正する法律案を議題として、提案理由の説明を聴取いたします。佐藤大蔵大臣。

賠償等特別債務処理特別會計法の一部を改正する法律案
賠償等特別債務処理特別會計法の一部を改正する法律

賠償等特別債務処理特別會計法（昭和三十一年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平和の回復に伴いその支払を要するもの」の下に「（ラオス）が本邦に對して有する賠償請求権を放棄したことを考慮して本邦が同国との間に締結する協定に基いて供与する無償の経済及び技術援助のための債務を含む。」を加える。

附則

この法律は、日本国とラオスとの間の経済及び技術協力協定の効力発生の日から施行する。

理由

ラオスが本邦に對して有する賠償請求権を放棄したことを考慮して本邦が同国との間に締結する協定に基いて供与する無償の経済及び技術援助のための債務の処理に關する政府の經理を賠償等特別債務処理特別會計において行ふ必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○佐藤國務大臣 ただいま議題となりました賠償等特別債務処理特別會計法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

ラオスは、昭和三十三年三月十一日、わが国に對し、ラオスが戦争によりこうむつた損害に對する賠償請求権を放棄する旨を通告してきました。政府は、今回、ラオスの好意ある措置を考慮して、日本国とラオスとの間の経済及び技術協力協定を締結し、無償の経済及び技術援助を供与することといたしました。この協定につきま

ては、国会の承認を経るため、別途、今国会に提出して御審議を受けているところでありますが、政府におきましては、この無償の経済及び技術援助のための債務の処理に關する經理を賠償等特別債務処理特別會計において行ふことが適當であると認め、この法律案を提出した次第であります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○早川委員長 これにて提案理由の説明は終りました。本案に對する質疑は次回に譲ります。

○早川委員長 次に、税制に關する件、金融に關する件及び外国為替に關する件について調査を進めます。

質疑の通告があります。これを許します。なお、佐藤大蔵大臣は十一時三十分よりよんどころない事情がございますので、その辺お含みの上御質問願ひたいと思ひます。

佐藤觀次郎君。

○佐藤（觀）委員 佐藤大蔵大臣の帰朝報告の中で、アンダーソン長官に會われて、ガリオア返済の要請を受けられたというのを聞いておりますが、いかなる処置をされますのか、一応大臣からお伺ひしたいと思ひます。

○佐藤國務大臣 先ほどのあいさつの中で、実は特に申し上げるほど會見の内容が具體的でなかつたので、申し上げなかつたのでございますが、もちろん向うでアンダーソン財務長官と會ひまして、当方の希望を二、三申し述べた上で、特にアメリカ側からの要望として何一つおこたひはないかというの

に對しまして、長い間の懸案であるガリオアの処理を一つ進めてもらいたい、並びに第二世銀の問題についてその趣旨に賛成してもらいたいという、きわめて簡単な話があつたのでござい

ます。従ひまして、いわゆるガリオアの処理を積極的にこの機会につけたという具體的な交渉を持つたとは私は考えておりません。アメリカ政府自身は、かねてから、このガリオアの処置を早急につけてほしいという希望的な意見を数次にわたつて発表しておることは、何つておられます。しかし、

方がいつもこれに對して答えておられるのは、賠償の問題が全部済まないうちにガリオアの処理をつけることは時期的にまだ早い、こゝういふ話をして、外交交渉は実はそのまゝに相なつておるのであります。従ひまして大蔵大臣と財務長官でこれを具體的に取り上げる段階でまだないのでございまして、アンダーソンの意向だけ何つて歸つたという程度でございます。

○佐藤（觀）委員 もう一つ大蔵大臣にお伺ひしたいと思ひますが、今度大臣が行かれて世銀の方とより多く話がついて、一応五千万ドルの借款といわれ、また今までの日本のワクを越えた非常に有利な条件があるという話もありましたので、その具體的な問題について、どれくらい自信があるのか、この際お伺ひしておきたいと思ひます。

○佐藤國務大臣 外債発行の問題並びに世銀融資の問題につきましては、いづれ外債発行の問題については、他の機会に、詳細に、御了承また御賛成をお願いするに、御審議を願ひ機会があらうかと思ひますが、今までの経過

を申し上げますと、かねてから世銀の融資を第一次に考え、また世銀自身が――先ほども増資しなければ融資ワクの拡大はできないということを申しました

が、これは、世銀自身が、御承知のように、資本金の範囲内において世銀債を発行して、これを各国の経済開発のために借款の形で便宜を手立てしてくれておるのでございまして、もうすでに今日までの世銀の資本金ではその限度に参つておるのであります。最近の世銀が一

年に融資しております金額は、總体といたしまして七億ドル前後になっておるのであります。そういうことを考えて参りますと、わが国が世銀から借り入れをいたすといつたとしても、この一年に世銀が各国に融資する総ワクの中で融資を受けるのでありますので、

おのずから実は限度があるわけでありまして、そこで、前大蔵大臣時分におきまして、世銀の融資だけにたよつてわが国の経済開発を進めていくことには、もう限界が来ているように思ひ、

新たな資金獲得の要があるというところで、一萬田蔵相なども、公債発行等について、いろいろ意見を述べておられたと思ひます。しかし、御承知のようになわが国の法制のもとにおきましては、この種のいろいろの計画は、具體的にこれを実施することができない。打診は可能でございますが、これを実現する場合におきましては、まず政府自身に授權の立法もございせんし、具體化する方が実は今までのないでございまして、この点で、過去のマーケットの非常に有利な時期を失するおそれも多分にある。見方によりましては、すでにその時期を失したという御意見もあるやに伺ひるのであります。こ

○佐藤内閣大臣 たまたま新聞にいろいろの記事が出ていたというお話でございます。なかなか新聞の諸君も、材料をとられるのに、全然材料なしに書くこともないと思いますが、実は大臣としてはずいぶん意外に思うような記事も出ておるのでございます。この点の意味で、記事自身がどう出ておりまして、私、捏造とかあるいは勝手に書いてあるとか、かように申すわけではございませんが、私自身が記事自身についての責任は負いかねる。この点は御了承いただきたいと思えます。そこで、基本的な考え方でございますが、まだ基本的な考え方は固まっております。これは率直に申し上げます。党からいろいろの要望も出ております。党の要望等につきましては、今の政治のあり方から見まして、十分意向を尊重するつもりではございますが、まだ大蔵当局、言いかえますならば、政府としての予算編成の基本的な構想はまだきまつておりません。

○佐藤（観）委員 大臣が帰られたかたちと前に、日本には、最近、部分的ではありますけれども、非常に大きな災害がありました。そこで、新聞などの発表、また政府の発表では、二十日くらいまでに災害の予算を出すというようなことがございましたが、すでにきょうは二十一日でございます。一体いつ災害予算を出されるのか。これは大蔵大臣の権限でございますから、一つ大蔵大臣からはっきりとした言明をしていただきたいと思えます。

○佐藤内閣大臣 災害の復旧につきましては、政府といたしましても、また与党の自民党といたしましても、非常に熱意を持つておることは、今さら申し

上げるまでもないと思います。特に私どもが災害復旧の事業について非常な意を用いておりますのは、あの大地震、ほとんど今後の生活あるいは事業遂行についての基本的な考え方が生まれてこないというか、ほんとうに中心を失ったような気持でおられるこれらの災害地に対して、一日もすみやかに災害復旧の予算を計上して安定の方向に持っていくことが、私どもの当然の責務だと実は考えておりました。予算編成を非常に急いでおるのでございます。ことに、私がインドに出発いたします前にも、特に事務当局を脅かして、ぜひともこの災害復旧については、すみやかに、必要ならば予算の措置をとる準備を進めるように、実は申し上げたのでございます。また、留守中、三木大蔵大臣代理も、特にこの災害復旧について意を用いて、二十日前後には提案のできるように準備を進めようということでもございました。非常に事務当局が熱意を持って対策を研究して参っておるのであります。

そこで、しからば、もうできるだろうというお話でございますが、御承知のように、二十一号にいたしましたも、二十二号にいたしましたも、被害甚大な地域は非常につきりはいたしておりますが、これは全国にまたがる大災害でございます。従いまして、この資料を精査するようになりますと、なかなか日にちがかかる。そこで、緊急を要するうちでも、特に最緊急と考えられるような狩野川の改修工事につきましては、とりあえず応急の措置といたしまして、予備費の残りをもってこれを支出することの処置をとりまして、補正予算のうちに入る狩野川でございますが、緊急のうちでも特に最緊急というふうに考えたものですから、応急措置として予備費で改修費を計上することにいたしました。そこで、御審議を賜わる補正予算につきまして、これはやはり全国の問題といたしまして、正確に被害状況を査定し、また事業等も査定し、皆様の御審議をいただきます際に、ずさんなものではないように、実はただいま準備をいたしておるのでございます。二十日といふ目標ができておりました。まことに申しわけなく存じております。しかし、もう会期もあまりないことでございますので、何とかいたしまして十分御審議を賜わるような時期に出したい、かように考えて、ただいませつかく努力中でございます。ただいま申し上げ得ることは、今週提案することとはまことに困難ではないかと思ひますが、今週にできないかと思ひます。できれば、できるだけ早い機会に出したいと思ひます。特に提案のできない理由といたしまして、一部でいろいろ御意見を伺っております災害対策の特別立法等の問題がございまして、この特別立法のきめ方では、また予算の内容も変わって参りますので、これをすみやかに決定したいというところで、昨日来それぞれ交渉を持ち、研究をして、結論を急いでおるわけでございます。

なお、これはつけ加えて申し上げますが、印刷に要する日数といたしましては、三、四日程度で事足りるのではないかと、まだ成案が十分できておりません。

○佐藤(觀)委員 どうも大蔵大臣なかなかやんわりと答弁されておりますが、私たちのりがち過ぎた見解が知りませんけれども、国会は四十日で、すでに今度は会期を延長しないという約束が成り立っておりますわけでありまして、ところが、災害は重要なことでございまして、だれも見捨てられないことは、大蔵大臣御認識の通りであります。が、わずか九十億が百億足らずの予算を引き延ばして、あるいは会期延長に使うんじゃないか。補正予算はだれが考えたつて必要でありますから、そういうような考え方が私たちに浮んでくるわけでありまして、どういふような問題を考へていくと、どうも政府の方では会期延長——大野伴陸先生なんかは盛んに会期延長をやると言つておられますが、われわれの方と約束では、会期延長はしないということと四十日の会期がきまつておること、御承知の通りであります。御承知のように警察法の問題が非常に大きな問題になつておりますが、それをからめて国会を延ばすために災害予算を早く出さないんじゃないかというふうな、うがち過ぎた考え方もわれわれは持つわけですから、どうかそういう点で率直な意見を承わり、補正予算をいつごろ出されるかということが大きな問題になるので、ここで、大蔵大臣の権限でありまして、はつきりとした説明をお願いしたいと思ひます。

○佐藤(觀)委員 先ほど来申しますように、災害対策の補正予算は、できるだけ準備を完了して早く出したい、ということで督促をいたしております。ただいま私どもに意外なことを伺ひまして、心外に思ひます。どういふお氣持があるかわかりませんが、政府並びに大蔵大臣といたしましては、真剣にこの補正予算と取り組んでおりまして、どうか誤解がないように願ひます。お氣持よく押承いたしましたので、提案をいたしましたし、すみやかに一つ御審議の上、すみやかに成立するようお願いいたします。

○早川委員 平岡忠次君。

○平岡委員 御報告に關連して、佐藤さんが質問されましたことにも関連しますが、この点で一点お伺ひします。それからあと、最近意匠がきまつて新発足を見るということが流布されておる百円銀貨の改鑄問題について、お伺ひしたいと思ひます。

最初、まず、東南アジアの経済開発基金、国会で大いに論議されてきて、でき上りましたこの基金が、今回大蔵大臣の東南アジア旅行において、關係国と話し合つた結果からいふたら、あまり役に立たぬじゃないかという印象を私も受けるのですが、この東南アジア経済開発基金は、結局どういふ方法で今後これを利用していくつもりでございませうか、お伺ひしたいのであります。

○佐藤(觀)委員 先ほど後進国の経済発展のための協力の基本的な点は申し上げた次第であります。やはり、何と申しましても、第一ルートは外交のルートに乗せていかなければならないと思ひます。各国の意向等を十分しんしゃくいたしますと、必ずしも悲觀する状態ではない。昨年よりやく東南アジア開発基金五十億を日本自身が計上した程度でございまして、この程度の内容では不十分なこととは、これはだれでもわかるだらうと思ひます。問題が非常に大きな問題でございまして、これは第一歩を踏み出しただけの問題でございまして。だから、この今後のあり方等については、さらに私どもも十分検討を加えて、そして結論を出して参る、こういう考え方でございまして、全体といたしましては、先ほど非常に窮屈なようなお話もいたしましたが、この開会傍聴において、ネール・インド首相があいさつをいたしておられますが、自由主義諸国としては、やはり経済的自立がなるところにその国の独立はないのだ、こういう意味で、先進諸国は後進諸国のめんどりを十分見てくれ、こういう発言をいたしておられます。これは確かに後進諸国としてはそういうふうな氣持でおられる。そのまます率直にとつていいことだと思ひます。ただ、問題は、非常に力のあると考えられるアメリカなどが、東南アジア自身についてはみずからがそのメンバーでないというふうな關係で、発言が非常に弱い。ラテン・アメリカについては、アメリカ自身もそのメンバーだ、かように実は申しております。どうも東南アジアについては、地域的な關係でそれはない。こういう意味では、日本自身の構想というものを強く出していつて、そして相手方の理解を得るといふ方向に持っていくべきじゃないか、かように考えております。

○平岡委員 相手国はむしろこれをクレジットにしてほしいんだ、こういうふうに新聞は報じておりますが、このことに対して、その事実があつたかどうか、そしてそれとした要望に対

してこの基金を目的を変えて使つていく、こういうような意向が政府にあるかどうか、お伺いします。

○佐藤外務大臣 先ほどちょっと説明いたしましたように、東南アジアの諸国は、グループとしての話よりも、一対一の関係で経済開発を進めていくという形、一対一の形というものが、たゞいま御指摘になりましたようなクレジット設定という形になるだろうと思つてござります。そういう機運の強いことは、もちろん私も考えます。東南アジアの諸国におきまして、このクレジットの設定の場合に、クレジットの作り方がいろいろあるようでありまして。たとえば、セイロンなどの場合は、一応のクレジットは設定するが、その範囲内において各国の競争入札をやらす、競争入札をやつて落札したところが、そのクレジットを実行する、こういう形をとる。こういうような場合には、いわゆるクレジットそのものが、全部が当方のクレジットとしては役立たないということになります。また、インドのように、過去において提供しました五千万ドルのクレジット、これは完全なクレジットとして五千万ドル出しておりますが、第一年度の分がまだ実行に移し得ない状況にある、こういうことでござりますので、これも必ずしもいい形とも言えない。そこでクレジット設定あるいは輸出振興の形においての延べ払い方式等を採用しておる。ところが、この延べ払い方式になれば、相手の国は経済開発に延べ払い方式で協力を願つてくる。こうなると、当方から見ると資本財に限るといふようなことになつて、消費財までがそれに入つてこ

い、消費財は通常貿易のルートでやるというふうなことになる、なかなかむずかしい問題があるわけですから、ただいま申すような第二世銀と同等の気持で、一定の地域に特殊の経済開発基金を提供することが可能であるならば、これはその地方の生活安定あるいは通常経済の発展にきつと寄与する、こういうことが言えると思つております。ただ、問題は、東南アジア開発基金のその構成員も明確でないし、構成員の諸君の相互の連係がたゞいまのところは十分ではないか、また、金額としても、五十億出してこれです十分だともなかなか言えない、こういう意味にいろいろ議論すれば議論の余地のある状況になつておるということ、実は申し上げておるのであります。

○平岡委員 日本は技術でアメリカの資本、そして東南アジアの後進国を開発する、こういう構想を政府がもし持たれておつたとするならば、これは間違いであると思つておる。これは、アメリカの方も、あなたが今度アンダーソンと話されても、あなたの方の考へてゐる東南アジア経済開発基金を受け入れるような態勢というものは、なかなか考へ得ない。それから、岸さん自身がアメリカに行かれましたも、体よくこの点は拒否されたかと私も理解しております。そこで、大体第二次世界大戦後の考へ方というものは、従来の植民地が独立をいたしました。しかし、経済的に見れば、後進国であることは間違いないのです。そうした後進国の経済開発をしていくということ自体は、これは一つもないむ理由もないし、積極的に開発すべきであります。

このことがまた全体的な平和にも寄与する、こういうことはもうだれも争わないと思つておる。ただ、今までの開発は、特定の先進国が特定の後進国を開発していくとするならば、これは慈善事業じゃないというふうなことから、どうせその点は支配と被支配の関係が含まれてゐる。こういうことが第二次世界大戦後は反省されてゐると思つておる。そして、開発するならば、一つのグループとか世界的なグループ基金をもつて開発していく。これが一般的に第二次世界大戦後の傾向であると思つておる。こういう意味においては、アメリカの否定ということ、そういう新しい感覚を否定するわけではないと思つておる。そこで、コンプラドル的な一つの開発というふうなことは、これはわれわれ自身としても反省しなければならぬ。そこで、せっかく生まれ出ました東南アジア経済開発基金を、たつた五十億ですが、何とかこの際うまく効率的に生かす道はないかというところは、私も自身としてもいろいろ思ひめぐらしておる。こういうことは可能かどうかわかりませんが、私の意見が少し入りますけれども、今度あなたがバンコックへいらしたかどうかかわかりませんが、タイ国に過ぎたものが一つあると思つておる。エカフエの本部です。エカフエは、機能とすれば国連の第二次機関です。たとへばFAOとかILOとかユネスコとか、これと並列的に並ぶところの二次機関ではあります。しかし、東南アジアに關することから、大へんわれわれの関心を引く機関でござります。これを日本に持つてくるということ、これをお考えになつていい段階ではないか

と思つておる。今までは賠償が一つも済んでおりませんでした。しかし、日本が東南アジアの迷惑をかけた国々に対しては、大体賠償が済んでしまつて、一段落を告げるときでございすから、この問題を持ち出した方がいと思つておる。これはむしろタイ国は承認しないでしょう。あるいはインドあたりもあんまり賛成せぬかもしれせん。しかし、賠償が一応済んだ機会にエカフエを日本に持つてくる。そのことによって、日本の技術障が非常に東南アジア開発の問題にタッチする機会がたつたと思つておる。エカフエ自身の予算はむしろ国連自身から出さねばいけません。それだけでは十分でないのですから、こうした点に百億、今五十億ですが、予算を来年組めば百億となるが、その果実としての六億円ほどを使つていくということ、格好な一つの行き方ではないかと思つておる。そうすれば、エカフエ自身は今調査というものに機能を置いておられますけれども、逐次それを東南アジアの開発問題からめて、その過程において第二世銀というふうなものができてくれば、これは東南アジア経済開発基金に最もふさわしい仕事ができるように思つておる。ですから、クレジットに安易に変えるというふうなことをお考えにならず、こうした問題を少し掘り下げて検討を願ひたい、こういう感じがいたします。これは、質問と言ふよりは、ちょうどお帰りになつて、そうしたなまの情勢をつかんでいらつした佐藤大臣の感覚の上にこうした問題を投げかけまして、御配慮をわづらわしたい、かように考へます。

次の質問に入ります。銀貨の問題です。

○早川委員長 時間が……。

○平岡委員 ちよつとだけ聞いておいていただければけっこうです。あとは専門的には正示さんをお願いいたします。

実は、百円銀貨が国民からボイコットされて、動きがつかなくなつた。そこで、大蔵省の方としても、強制的に使わすわけにいかないから、何とか工夫しよう、こういうことになつたと思つておる。ところが、もともとこの百円銀貨の不評判である点は、五十円のニッケル貨と形の上で間違ひやすい。このところが、今回、これを使わさうという魂胆からでしよるか、正示さんが大へんお骨折りになつて、これを臨時補助貨幣懇談会、徳川夢声委員長のこういう懇談会で、いかにも民意を取り込んで何とかという形はとつたのですが、實際結論が出たところは、公募によるこれはこれ自体としては悪いことではございせん。しかし、大蔵省がこの段階で考へていられるのは、やはり百円銀貨は品位も大ききまのままで置くというところですね。それからもう一つは、五十円ニッケル貨は穴をあけて使う。こういう二本柱でこの問題を何とか打開しようとなつておるようです。ところが、五十円ニッケル貨は非常に評判がいいのです。評判のいいもので改悪して、百円を、品位はとにかくとして、形状はこのままに置く。これは解決にならないと思つておる。せつかくこういうことをなすつても、結論としてはまた国民からボイコッ

はミリ数を二十七ミリほどによけいにしますと、五十円より大きくなりま
す。そうして五億個、五百億個
ぐらいのものは二千トンを当て込んで
もできるわけです。そうして、ミツマ
タ業者等のこともありますから、あと
足りぬ部分というものは百円紙幣を残
しておいたらどうなんですか。そんな
に無理に、こういう流通しなくてポイ
コットされた同じ形状をそのまま、意
匠を変えてみたところが流通しませ
んよ。これは現実的に経験的に流通し
なかつたんだから、従つてあなたが流
通しますと云うても、われわれはそう
すかといつて納得できないのです。で
すから、研究は大いにしておいて、実
際にこういうものをやる前に、やはり
委曲を尽してこの問題を検討しなけれ
ばいかぬです。徳川夢声のグルーブの
答申というものは、あなたの方の巧妙な
一つの運営によつて、その意図がひん
曲げられて答申が出てきている感じが
します。この点で正示さんがどう表現
されようと、現状においては流通しな
かつたということにかんがみまして、
もう一回検討してほしいんだ。

○正示政府委員 ちよつとお答えを申
し上げます。

まず第一に、懇談会の経過におきま
していろいろ議論が出たではないかと
いうお話は、懇談会の途中におきまし
て、われわれとしましてはいろいろの
前提を置いて考えたわけでありま
す。今お話しのように、百円を改鑄するこ
とを中心にした場合はどうか、あるいは
五十円を改めることにした場合などは
どうかというふうな前提の置き方により
まして、議論の出たことはございま
したが、しかしながら、百円銀貨につ

ましては、先ほどお答えを申し上げま
した通りに、前回の臨時通貨法の一部
を改正する法律案を御審議いただきま
す際に、百円銀貨の大きさにつきま
しては、特に大体において十円白銅で
ございませうか、これとの大きさをにら
み合せて、銀の純分をどの程度にす
べきである。一方ミツマタ対策等の関
連もございまして、国会においてす
でに一つの意思が表示されておいたこ
とは、御承知の通りでございます。そ
で、そういう経過を十分に御説明を申
し上げまして、今日までの問題の所在
を的確につかんでいただいて、その上
で五十円のニッケル貨をいかにすれば
百円とのまぎらわしい点が除かれる
か、こういう点に議論が進んでいった
という点を先ほど申し上げたのであ
りますが、若干言葉を省略いたしました
ので、その点をつけ加えて申し上げ
ます。

次に、しかしながら、百円銀貨につ
いて五十円とのまぎらわしいという非難
がさらに残るわけでございますので、
この点につきましても、先ほど簡単に
お答えを申し上げましたように、百円
のデザインを変えまして、百という数
字を御承知のように明確に入れており
ます。なお彫りを深くするために、模
様をきめてシンプリファイしてお
るわけでございます。そういうことによ
りまして、大臣からもお話のありまし
たように、手ざわりでもわかるように
ということに非常に意を用いたつもり
でございます。

それから、もう一つはサイズのこと
でございますが、御承知のように五十
円は直径二十五ミリメートルでござ
います。百円は二十三でございますか、

すなわち五十円の方が二ミリだけ大き
いことは御指摘の通りでございます。
逆に今度は百円を大きくしたらい
じやないかというお話でございます
が、かりに二ミリ大きくいたします
と、その差は同じでございます。従
つて、どちらが大きいかの違いでござ
いまして、二ミリ差ということはど
ちらにしても同じでございます。そ
で、五十円に比べて大きさを二ミリ小
さくするか、二ミリ大きくするかだけ
でございます。やはりまぎらわしいと
いう非難が残りますので、これは思
ひ切つて五十円の形を穴をあけるに
しては、委員各位の御意向
であつたわけでございます。この点に
つきましては、そういう点をも十分審
議していただいたということをつけ
加えて申し上げたいと思ひます。

なお、臨時補助貨幣懇談会の委員の
方々のお名前は、あらためて申し上げ
るまでもございせんが、先ほど大蔵
大臣からも申されましたように、あ
らゆる方面の意見が大体において入
つておるようなことになっておる。こ
ういふ点をあわせて御了解をいた
さしたいと思います。

○足立委員 関連して。

百円と五十円につきましては、私
ども御説明を了いたしました。ただ十
円銅貨との関連は一体どうお考えに
なるか。十円程度の価値の硬貨につ
いて、ぎざをつけた例は、世界的にも
例がないというふうなお話を聞いて
おりますが、最近の偽造等を考えま
すと、むしろ十円銅貨を改造して百
円を偽造するといふような例もある
ように新聞等で見ておるのですが、
この点もあわせて考えてもらはない
と、またそこに問題

が起つてはしないかという感じがす
るのです。

なお、百円硬貨は、私どもとして
は、結局国民が扱ひきれないという
点に一番の問題があると思ひのであ
りまして、相当数量をまとめて発行
して、通用させれば、この問題は
おのずから解決してくるというふう
にも考えます。同時に、今彫りを深
くするといふお話、非常にけっこう
です。去年あれを作りますときに、
私ども彫りを深くしたいといふこと
だったのでありますが、造幣局あた
りで技術的にこれは果して解決す
るかどうかといふことを、あわせて
御答弁いただきたい。

○正示政府委員 第一の御質問で
ございまして、十円銅貨との関係で
ございまして、これは、まず百円の
彫りを深くすることによりまして、
相当程度にそのまぎらわしさを除
去されると思ひますが、さらに、た
だいま足立委員から御指摘のよう
に、十円には沿革的にぎざがついて
おります。しかしながら、このぎざ
は実は必要ではないのでございま
す。通常の補助貨幣の常識から申
しますと、最高のものにぎざをつけ
るというのが、各国の通例になって
おります。十円銅貨を出したことは、
大体十円の硬貨が最高のものとい
ふような考え方で、ぎざをつけた
ようでございますが、今日ではその
必要はございませんので、できる限
りすみやかにぎざをとるようにな
したいと考えております。

次に、百円銀貨が今日まで流通を
しておりますのはわずかに三十億
でございます。これは、懇談会の意
向をひん曲げたと同様、この大蔵
委員会に對しまして発言を封する
といふ、とてもない行き方であり
まして、私どもはこれ

存じます。私どももいたしましては、
今後、一方において五十円の新デ
ザインのものをできる限り早く出
す、また百円の新デザインのものを
できる限り早く出すという努力を
することにしまして、不評判を除去
しますと、百円銀貨につきましては、
すみやかに相当量の流通をはかり
まして、一般の国民の方々から親
しまれまして、この不評判が一日も
早く解消いたしますようにすること
で、御了承を願ひます。

○平岡委員 臨時補助貨幣懇談
会の意見というものは、現在より
も百円硬貨については一回りか二
回り大きくして、そして五十円と
大きくて区別してほしい、という
意見を過半数の六名の委員が主張
した。ところが、正示さんを初め
大蔵省のえらい人たちが、この率
直な意見に対して、きわめて巧妙
なやり方をもちまして、最終結論
として、品位、大きさはおおむね
現状通りとし、デザインを変え、
彫りを深くするより改鑄すべきで
あると答申するよう取り運んだ。
こういういきさつですから、この
百円銀貨が将来発行されて、ど
うも流通しなくなつたといふこ
とには、責任はあけて正示さん
にある、こういうことをこの際確
認しておきます。

それから、これに関連いたしま
して、今大蔵大臣をあなたがその
かしやう口、これはけしからぬ
と思ひます。これは、懇談会の意
向をひん曲げたと同様、この大
蔵委員会に對しまして発言を封
するといふ、とてもない行き方
でありまして、私どもはこれ

に對しましては大いに抗弁する權利を保留しておきます。

それから、このことに關連しまして、またこの調子でやられては困るのですが、大蔵省告示として、この暮れくらいに一万円札をばんと出して来るかもしれない。あなたの今のやり口を見ると、この気配が多いのです。この一万円札を発行することがいいかどうかは、まだ論議は尽されておらぬと思ふのですが、この点は、きようは別として、他日大いに論議することにしたい。このことを正示さんに要望しておきます。

○山本(勝)委員 ちよつと關連して。

問題は、この今の百円貨があまり流通しないということですね。それはおそろく百円貨を尊重しておるからだと思ふ。これは、御承知のようにグレシヤム法則で、新しく出てきた金で、小さくて非常に値打ちがあるものだから、同じ金を使う場合でも、子供でも百円貨の方をとつておいて、そして紙のよれた札の方を使う。これは私の近所の實際の経験でもあるのです。まだ今の百円貨が銀貨で珍しいから、そこで百円紙幣の方を使うか、銀貨の方を使うかということになる。紙幣がないときには仕方がないから銀貨を出すけれども、両方あれば、きたない紙幣の方を先に使つて銀貨の方を残しておく。(笑聲)君らは笑つてはだめだよ。これはグレシヤムの法則で、質のよいのと悪いのと同時に市場に出た場合には、悪貨が良貨を駆逐するということでは千古の真理です。だから、かえつて尊重するから流通しないということとは間違ひない。私は与党、野党を越えて言ふのだが、大体役所がそういうこと

をいじくり回すのはいかぬ。だから、金をきめないうちならばともかく、一たん出した以上、時間をかけ金をかけたいじくり回してあつた、こうだと云ふようなことは、そういうようなことよりも、もつと大切なことがたくさんあるじゃないですか。こういうようなことをいじくり回してまたやれば、またやるかもしれない。ちよつと模様が悪いとか、彫りが少いとか、酔つぱらうが夜間連発ととか、そういうようなことは理由にならない。もう少し金を尊重して、一たん出した以上は、時期を見て、よほど大衆から非難される欠点があるか、あるいはさらに変えたことによつて非常に利益があるということであれば、これは私も変えなければならぬ場合を認めますが、私は少くとも今言つたようなグレシヤムの法則を諸君は考へてみたことがあるかどうかと言ふのです。私の子供が實際やつておる。私自身だつて、どつちを出そうかというときには、きたない札の方を先にタクシーにやつてしまふ。だから私はなるべくいじくり回さない方がよいと思ひます。

○田万委員 關連して。

一つ正示さんに伺ひます。これは党派の問題ではないのであつて、とにかく間違ひやすいから、その問題を解決するためにいろいろ審議會でやつておる。私この前の委員会のときにも申し上げたのでありますが、とにかく一般の大衆、使ひ人が間違ひないようになせよということが目玉であらうと思ひます。そうすると、今の五十円よりは今出てる百円の方が小さいので、これを逆にして五十円を小さくして百円を大きくするというのが、めくらさんであらうが、目あきさんであらう

が、酔つぱらうであらうが間違ひないということになる。私がこの前そういうことを言ふと、自民党の今政務次官をしておる、だれであつたか名を忘れたが、山中君じゃないんだ、その方が、田万君の言つておることは間違ひない、事實がよくない話になるほど小さくなるんだという話があつて、もつともだと思つておつたのですけれども、こゝなつてみますと、もつともがもつともでない。使ひ方の立場を考えると、私の説が正しかつたと思ふのです。従つて、夢声さんに聞かなくとも、われわれに聞けば常識的なことが出るものであつて、現在の五十円を百円の大きさにする、五十円の大きさを百円の大きさに切りかえるということになれば、穴をあける必要もないし、ぎざぎざも何にも要らぬ。盲さん中心に考へぬでも、目明きを中心にするべきではない。目明きも間違ひねば盲も間違ひぬというのが最適の方法だと思ふ。今話を聞くと、何か決定したというよりなことで、すなはち、もう一ぺん考へ直して——党派の問題ではない。使ひ人みんなが間違ひないという目標を標準に考へるならば、切りかえる際に五十円を小さくして百円を大きくするということ、もう一ぺん考へ直してもらいたいということ、最後私のお願いなり意見として正示さんによく話してもらいたい。佐藤さんによく話してもらいたい。山本さんがおつちやつたように、何も切りかえるのが能くないのですから、これが最後だという意味において、慎重審議して、私の言うことをよく聞いてもらいたい。

○早川委員長 次に、国家公務員のための国設宿舎に關する法律の一部を改正する法律案を議題として質疑に入ります。質疑の通告があります。これを許します。佐藤觀次郎君。

○佐藤(觀)委員 国家公務員の宿舎の問題について大きな法案が出ておるのですが、今国家公務員の住宅の問題は、非常に住宅難で困つておる關係上、われわれもそのことは十分に感ずるのですが、現状はどうなつておるのか。実は九州に参りましたときにも強い要望がありまして、ぜひ公務員の宿舎をたくさん作つてもらいたいという要求がございましたが、この際あらためて、公務員の住宅の現状はどうなつておるか、簡単にいいですから、あらかたの模様を管財局長に御説明願ひたいと思ひます。

○實屋政府委員 お答えいたします。国家公務員の宿舎の現況はどうかという御質問でござりますが、まずことしの三月末日現在における国家公務員の宿舎の總数は八万二千八百五十一戸でござります。そのうち、今回改正しようと考えております国家公務員のための国設宿舎に關する法律、これは昭和二十四年に施行されたものでござりますが、それ以来この法律に基きまして施設費を毎年とりまして設置いたしました戸数は、四万五千八百二十戸となっております。これらの公務員の宿舎は一体それで十分なのかという点でござりますが、私も決して満足すべき戸数であるとは考へておらないのでござります。しからば、宿舎の充足率はどうか、つまずき、国家公務員の中で、自分のうちを持つておる人

であるとか、安定した借家に住んでおるとかといった人たち、つまり公務員宿舎を別に必要としない人を除きまして、ぜひとも国で建てた宿舎に入りたいて考へておる者に対しては、現実に入つておる者が何パーセントであるかというのを、われわれは充足率と呼んでおるのでござりますが、それは、ことしの三月、年度末現在におきまして三六・九〇という数字になつております。一応概略的なことを報告申し上げまして、さらに御質問に応じてお答えしたいと思ひます。

○佐藤(觀)委員 法律のできることはけつことであるが、これのために、やはり予算の裏づけがなければ家はできない。政府はこの法律によつて三十四年度からどれくらいの予定で逐次作つていかれる考へなのか。大蔵省の予定を一つ伺ひたい。

○實屋政府委員 御指摘の通り、国設の公務員宿舎につきましては、毎年相当額の予算を計上しております。三十二年度は十五億、それから三十三年度は若干減りまして十三億、しかしながら、この調子で参りましては、先ほど申しました三六〇何がしという充足率をなお高めて参りますには相当の年月を要しますので、宿舎を管理いたしました私どももいたしましては、できるだけ予算をいただくようにということ、毎年主計局とも折衝いたしております。ただいまのところでは、もちろん予算のことでございますのでまだ確定はいたしておりませんが、管財局といたしましては、来年度は二十三億程度要求したいと考へております。

○佐藤(觀)委員 先ほどの御説明で充足率三六〇というところでありますが、

管財局としてはどのくらいの程度までこれを満了予定なのか。希望があるだろうと思いますが、その点を一つ伺っておきたい。

○賀屋政府委員 私どもといたしましては、一〇〇%を目標といたしまして、できるだけ短かい間に一〇〇%に持っていきたいと考えておりますが、何分膨大な予算を要しますので、財政一般の状況も勘案しなければならぬというところでございますので、先ほど申しました程度をとりあえず来年度は予定いたしております。

○佐藤(親)委員 この法案の中で、宿舎審議会を廃止する書いてありますが、今までこれがあるために不便があるとか、何かそういう問題があるのか、一つ御説明願いたいと思います。

○賀屋政府委員 今回の改正案におきましては、宿舎審議会を廃止することになっておるのでございます。これは大蔵大臣の提案理由の御説明にもあつた通りでございますが、なお繰り返して申し上げます、先ほど申しましたように、この法律は昭和二十四年に施行になっております。つまり占領中に制定された法律でございます。ところが、この宿舎の制度といふものは、古くさかのほりますと、明治時代から公務員に宿舎を貸与するという制度はあつたわけでございまして、それから長年の間にわたりまして運営されて参つたのでございまして、各自各片によつて実はばらばらに運営されて参つたのでございまして、そこで、戦後占領軍がこの点に目をつけまして、何とかこれを統一した形に持っていくべきだということで、この法律を作るこ

とになったわけでございますが、何分にも長年放置せられて参りました宿舎制度でありますので、その際一氣にこれをすっきりとした形に持っていくことは困難な事情にあつたわけでござい

ます。そこで、まず宿舎審議会というものを作りまして、この審議会におきまして、いろいろな宿舎に関する基準、たとえば維持管理の基準でありま

すとか、あるいは宿舎の使用料の基準でありま

る改革の案が考えられておるのでござい

○山下(春)委員 関連して。

今賀屋さんからの御説明で、三十四年度は二十三億程度を要求しておる

とありますが、その際にできるだけ行政を簡素化しようというののも一つのねらいでございまして、その政策にも沿いま

そこは税金が安いはずだ、税務署の吏員が泊つておる、こういふふうに見ら

○山下(春)委員 関連して。

税務署の役人といふのは、借りれば借

が、大蔵省自身の足元をまず整えな

いうものをすみやかに解消して、今

○山下(春)委員 賀屋さん、それはぜ

○賀屋政府委員 お説の通り、国税庁

の職員は、一般の職員と違つた見方か

後私どもも進んで参りたいと考えております。ただ、御質問にございました具体的な山の例は、私も実はまだ存じ上げておりませんが、具体的にどこへ置きますかという点につきましては、国税庁におきまして、私も国税庁に配分いたしました中で考えていたかどうかということにいたしておるわけでございます。国税庁に対する配分が多ければ多いほど、そういった不都合な事態が起らないわけでございますが、全体が限られておりますし、各省の要求も多い関係もございますし、また、今政務次官のお答えのように、大蔵省は自分のところの職員には割り当てにくいというよりな関係もございましたので、そういった事態が起っておるのかとも思いますが、しかしながら、私どもも全然この点を従来無視して参つたのではないのでございまして、全体的に数字について申し上げますと、先ほど、昨年が施設費は十五億、それからことは十三億と申し上げましたが、そのうち国税庁の……

○山下(憲)委員 仙合国税局管下をちょっと言つて下さい。

○賀屋政府委員 その点は、今申し上げましたように、国税庁全体として配分いたしました。あと国税庁がどの地区にどのように分けるかという点は国税庁に一任してございまして、報告はおそらく参つておることと思ひますが、ただいま手元にございませんで、いずれ調べましてお答えいたしたいと思ひます。

三十二年度の施設費の十五億のときには、二〇%程度が、国税庁の職員が入るために建つております。三十三年度の十三億のときには、二二%という

ふうに若干向上しております。これが古く二十九年当時は二二%、三十年当時は二七%というふうに、年を追ひまして国税庁の職員に対する割当をふやしてきておりますが、しかしながら、まだその結果の充足率はどうかと申しますと、先ほど一般に全体について申し上げました三六・九%に対して申して、国税庁職員のみをとってみますと三六・二というところになっております。若千悪うございしますが、大体全体の平均程度にいたつておるわけでございします。しかしながら、国税庁の職員は特殊な立場にあるということから申し上げますと、もつとこの充足率をふやすべきであらうというところは、私どもよくわかるのでございまして、その点は今後できるだけふやして参るようになつてまいりたいと思ひます。

○佐藤(觀)委員 私の言いたいことを山下さんから言つていただいたわけでありまして、私どもも九州をずっと歩きまして、いろいろ宿舎の問題について話がありましたが、その中でやはり税務署の署員の体面を保たなければならぬということがあつたわけで、信用が置けないと徴税のあれが非常に悪くなるわけです。特に銀行なんか非常に待遇がいいので、税務署の署員の方が非常に悪いということくらいは、公務員の給与の状態を見ればわかるわけです。そこで、もう一つ、私は島原に行つたのですが、島原の税務署の署長からも、あそこは御承知のように密造酒の非常に盛んなところで、そのために非常に公務員が危険な状態をたびたび経験したという話を聞きました。非常に気の毒だという感じを受けたわけですが、私たちは、大蔵委員でありま

すから、大蔵省の宿舎だけあればいいというよりな、そういう手前勝手ではありませぬけれども、しかし、仕事の仕事であり、税務署の署員はほかの仕事と違う感じがいたしますので、やはり權威を持たせてやらなければならぬという立場もあつたので、ぜひ一つ、公務員の宿舎問題については、税務署署員、これは転勤率も非常に多いわけでありまして、その他のことについてもわれわれいろいろ考えさせられることがあつたので、特にこの際、政府においても、税務署の署員に対しては、特別な配慮を促すように私は希望いたしまして、きよりの質問を終ります。

○早川委員長 本日は、この程度にとどめ、次会は来たる二十三日午前十時十五分より開会することとし、これにて散会いたします。

午後零時二十二分散会

大蔵委員會議録第三号中正誤
ページ 行
二四 「第三十七条」以下は別
元行とし、行頭三字目から始まるべきの誤